

NPO 法人らるご子ども教育研究所 プライバシーポリシー

(目的)

第1条 このプライバシーポリシーは、「個人情報保護法」の制定を踏まえ、らるご子ども教育研究所（以下「当会」という）における個人情報の取扱いに関して、個人の人格尊重の理念の下に、個人情報を適正に取扱い、もって個人情報ひいては個人の権利利益を保護することを目的とする

(個人情報)

第2条 当会における個人情報とは、当会の会員入会申込に関する情報、サービス利用者並びに当会が実施する講座やイベント等に参加した個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるものをいう。

(適用範囲)

第3条 この取扱規定に従うべき者は、当会の代表、会員、従事者（ボランティアを含む）並びに講師とする。

(利用目的の特定)

第4条 個人情報を取扱うに当たっては、本人がその取扱いについての応諾を判断できる程度にその利用目的を特定し、あらかじめ本人の同意を得ない限り、その範囲を超えて取扱うことはできないものとする。

(適正な取得)

第5条 個人情報の取得に当たっては、適法かつ構成な手段で行うものとする。

(個人情報の取得)

第6条 個人情報の取得は、前条の利用目的達成のために必要な範囲とし、本人から直接取得する場合は、本人に対して利用目的を書面等で通知し、本人の同意を得るものとする。また、本人以外から間接的に取得した時は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を通知し、本人の同意を得るものとする。ただし、利用目的を本人に通知または公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害する恐れがある場合については、この限りでない。

(個人情報の管理)

第7条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。また、利用目的に照らし保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

(安全管理対策)

第8条 個人情報へのアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいなどを防止するため、次の安全管理対策を講じるものとする。

1. 外部から当会コンピューターシステムへの不正アクセスを防御するため、必要なセキュリティシステムを構築する。
2. 個人情報は、所定の事務所、保管場所などから持ち出すことを禁止するとともに、不必要な複製、コピー等を禁ずる。
3. 個人情報の管理業務を行う責任者として個人情報取扱管理者を置くこととし、代表がこれを指名する。

(従事者の監督等)

第9条 個人情報取扱管理者は、従事者（ボランティアを含む）に個人情報を取扱わせるに当たって、当該個人情報の安全管理が図られるよう当該従事者に対し、内部規定の周知徹底、教育研修、定期的な監査を実施するなど必要かつ適切な監督を行うものとする。

(個人情報取扱いの委託)

第10条 個人情報取扱いの全部又は一部を業者等に委託する場合は、委託する者に対して、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督をするものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 個人情報漏えい等の事故の発生を把握した場合は、直ちに必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は、法令に基づく場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供してはならない。なお、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合の業者等は、第三者に該当しないこととする。

(個人情報の開示)

第13条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、遅滞なくこれに応じるものとする。ただし、開示することにより本人又は第三者の権利利益を害する恐れがある場合はこの限りでない。

(個人情報の訂正等)

第14条 本人から自己の個人情報の内容が事実でないという理由によって、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査確認等を行い、その結果に基づき当該個人情報の内容の訂正を行うものとする。

(個人情報の利用停止)

第15条 本人から自己の保有個人情報について、利用目的又は取得の制限、第三者提供の制限に違反しているという理由によって、その利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という）を求められた場合には、必要な調査確認等を行った上で、遅滞なくこれに応じるものとする。

(開示等の手続き)

第16条 本人から個人情報の開示、訂正等の求めを受け付ける際は、所定の書類を提出させるとともに、運転免許証、健康保険被保険者証、住民基本台帳カード等により本人確認を行うものとする。また、代理人による開示等の求めに対しても、前述の書類により代理人自身の本人確認を行うほか、本人から委託を受けた代理人であることを確認するため、本人の実印が押印された委任状及び印鑑証明書の提出を求めるものとする。

(苦情処理)

第17条 個人情報の利用、提供、開示等に係る内容その他個人情報の取扱いに関する苦情に関しては、当会に「個人情報に関する苦情受付担当者」を置き、適切かつ迅速な処理に勤めるものとする。

附則

この規定は、平成25年4月1日からこれを施行する。